

『GIGAスクール構想』 実現に向けてのルール作り

京都府中丹教育局

1

本日の内容

- 1 実施手順とは
- 2 実施手順を作る
- 3 実施手順を活用する
- 4 留意事項（準備しておきたいこと）

2

1 実施手順とは

3

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

(1) 学校ごとの実施手順の作成

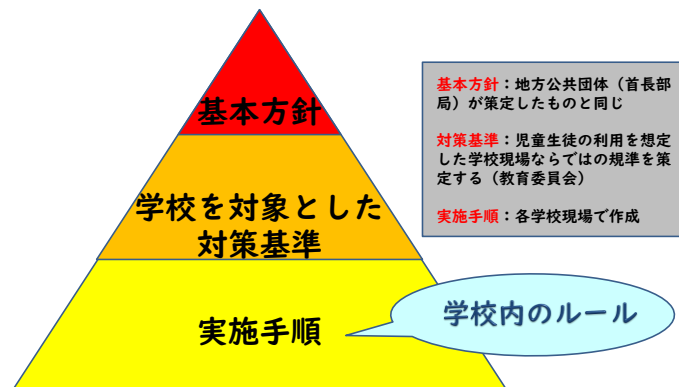
教育委員会で承認された 教育情報セキュリティポリシーは、**全ての教職員に配布し、教育委員会が策定した対策基準や実施手順**のひな形などを使って、具体的な操作を含む研修会を実施すべきである。

情報セキュリティの重要性を理解し、さまざまな対策を実施している場合であっても、情報漏えいやマルウェア感染や不正アクセスといった事故が発生してしまうケースはある。**技術的な対策だけでは万全とは言えず、情報を取り扱っている教職員や児童生徒の情報セキュリティの意識が低ければ事故が発生する可能性は高くなる。**教職員や児童生徒がどこに気を付けるべきであるか、学校の実情と特性に応じた

「実施手順」をそれぞれの学校で策定することが望ましい。

4

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より



地方公共団体における教育情報セキュリティポリシーに関する体系図

5

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

(2) 情報セキュリティ対策の留意点

情報セキュリティポリシーは「策定して終わり」ではなく、情報セキュリティ対策の実効性を上げるためには、**絶えず運用状況を確認し、改善や見直しの必要を検討する必要がある。**

そのため、情報セキュリティポリシー策定後も組織の変更や法令の改正、情報通信技術の進展に伴う新たな脅威の出現、運用を通じた新たな課題の発生等に応じて、その都度改善、見直していくことを盛り込んだ **監査・運用計画**を策定すべきである。

なお、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」は、学校現場における情報セキュリティの「あるべき姿」を書き記したものである。教育委員会は、ガイドラインの内容をそのまま自分たちの情報セキュリティポリシーとすることなく、**学校現場の状況に応じた「自分たちの教育情報セキュリティポリシー」を策定し、アプリケーションの導入や機器の入替えに伴って運用ルールを見直し、PDCA サイクルを回して「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に近づけていくべきである。**

6

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

5. 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂について平成29年10月に策定した「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」は、確実に教職員の情報セキュリティに関する意識を高める効果をもたらしている。

一方で、ガイドラインに記載された具体的な対策例を一言一句遵守することが目的化してしまい、柔軟な環境整備が行われにくくなっているという弊害が生じている地域もあることや、セキュアなクラウドサービスの普及等の技術の進展を踏まえ、令和元年12月に以下の点について改訂したところである。(1. (1)で記載している文部科学省ホームページのURLを参照されたい。)

教育委員会・学校においては、システム更改時などにおいて、実現したい環境、必要なコスト(費用面・運用面)、現状のシステムの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も有力な選択肢として検討を進めることが望ましい。

【改訂内容】

- ・ 環境の硬直化を防ぐための、ガイドラインの位置付け・構成の見直し
- ・ クラウドサービスの利用に関する記述の追加
- ・ 事業者が配慮すべき個人情報の取扱いに関する事項の追記等

7

2 実施手順を作る

8

Step 1 : ICT活用の目標・目的を共有する。

「ルール」⇒ やって**良いこと**と**悪いこと**
の線引き

禁止事項を決める



ICT活用の
目標・目的

ICT活用で
付けたい力



タブレットを活用して実現したいことや目的を見据えること
で、バランスの取れたルールを設定することができます。

9

Step 2 タブレット活用の方向性を確認する。

STEP 1の目標や目的を達成するために



生徒にどの程度のICT教育を促したいのか



タブレットをどんな場面で、どんな活用をする？



	児童生徒は？	先生は？
授業で		
行事で		
家庭で		
部活動で		
その他(地域や係の活動)		
校務で		

10

Step 3 使用ルールの扱う範囲を確認する。

策定するタブレット使用ルールの範囲(例)

- ・ タブレット(ハードウェアとして)の取扱いに関する事項
- ・ 充電の頻度や時間
- ・ タブレットが破損してしまったときの対応
- ・ セキュリティ関連
- ・ タブレットの中身(ソフトウェアとして)に関する事項
- ・ 利用するサービスやアプリについて
- ・ 利用する場所や時間



11

Step 4 細かな禁止事項などを決めていく。

細かな禁止事項や検討すべき観点など(例)

- ・ インターネット・ソーシャルメディアの利用方法
- ・ 個人情報の取り扱い
- ・ ネットトラブルを予防するための匿名性
- ・ インターネットの拡散性や削除できない点
- ・ 顔を合わせないネット上のコミュニケーションの注意点
- ・ 学校や授業で設定したタブレット設定の変更方法
- ・ 利用するアプリのID
- ・ アプリのインストールや管理
- ・ ファイルの共有
- ・ 学校関係者以外とのファイル共有
- ・ 著作権、肖像権
- ・ 引用の方法

生徒だけでなく、
先生の禁止事項や
注意事項も考える。

12

3 実施手順を活用する

17

ルールを「策定して終わり」にしないよう、
ルールを「使って考えさせる」ことが大切です。

活用するポイント①

ルールの意味を考えさせる。

なぜこの制限があるか。なぜここに注意しないといけないか。1つ1つのルールには意味があります。そこに気づかせることが重要です。

※意味が誰も説明できないようなルールであれば、そのルールは必要ないかもしれません。



18

活用するポイント②

ルールの中に曖昧な表現があれば明確にする。

「曖昧な」部分にはそれぞれの立場で認識にズレがあります。その部分を最初に学校やクラス、家庭で話し合って「明確」にしておきましょう。

(曖昧な例)

「使いすぎ」 → 「どうなると使いすぎか」
「夜遅く」 → 「夜遅くとは何時」
「不適切な」 → 「何を不適切と捉えるか」
「悪口」 → 「悪口とは何か」



19

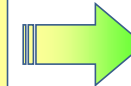
チェックポイント③

ルールを守るための工夫を考えさせる。

もし、ルールを守れない状態が続いたらどうするかを考えさせる。

罰則による指導
【他律的指導】

最初は学校が
ルールを決める。



考えさせていく指導
【自律的指導】

児童生徒と一緒に
ルールを見直し、
改善する。



20



チェックポイント④

保護者と

家庭での使い方を考える。(スマホ等含む)

実生活とネット利用のバランスを考える

NOLTYスコラ タイムマネジメント教育プログラム

<https://www.noltyplanners.co.jp/schola/timemanagement/index.html>



Copyright NOLTY Planners Co.,LTD. All Rights Reserved.

スマホとの上手な付き合い方

<https://www.mysurance.co.jp/service/sumahohoken/literacy/kodomo-sumaho/>



© 2020 Mysurance All Rights Reserved.

4 留意事項（準備しておきたいこと）

22

懸念されることと準備すべき項目

- | | | |
|--|---|-------------------------------|
| ① 情報社会におけるリテラシー
・適切に使えること
・犯罪や事故に巻き込まれないこと | ➡ | 情報モラル教育への取組
(担当分掌例：情報教育担当) |
| ② 学校内の決まりや約束事
・使い方の約束の確立
・有害情報からの隔離・保護
・著作権などの正しい理解
・スマートフォンとの関連の整理 | ➡ | 学校内でのルール作り
(担当分掌例：生徒指導部) |
| ③ 家庭の理解
※各家庭の理解には温度差がある
・保護者を含めた本校の取組の理解
促進や啓発
・必要性を感じない保護者に無理強いしない
・破損や故障などの際の対応の明確化 | ➡ | 保護者宛の説明資料の作成
(担当分掌例：教務部) |
| ④ 教育活動との関連
・授業での活用
・行事での活用
・その他学校での活用（地域連携等） | ➡ | ICT活用場面の見極めと研究
(授業研究部・学年等) |

留意事項① 環境整備－I 教室の明るさに関する留意事項



文部科学省「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

2
4

留意事項① 環境整備－2 タブレット型学習者用コンピュータを 使用するときの姿勢のポイント



文部科学省「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

2

留意事項② YouTube の利用（発信）について

4月23日付け 2教学第559号

高校教育課『新型コロナウイルス感染症まん延防止のための教職員の在宅勤務の実施に伴う情報機器等の取扱い及び児童生徒の家庭での学習支援について』より

「YouTube」の利用について

1 目的

授業の学習ポイントを解説する動画を作成し、生徒の学習理解の促進を図るため。

2 利用について

- (1) 教育情報セキュリティ管理者である校長の許可を必ず得ること。
- (2) YouTubeを利用するためのGoogleアカウントについては個人アカウントではなく学校で取得したものを利用すること。
- (3) 広告を表示させないこと。また広告収入を得ないこと。
- (4) 動画配信またはライブ配信のどちらも利用可能とする。
- (5) 限定公開としそのURLについては、グループウェア等を利用して生徒に周知すること。
- (6) 仮にすべての人に公開されても問題のないものとする。

**個人情報・著作権・
肖像権へ留意する!!**

2

留意事項③ 著作権法の改正－1

令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について
(令和2年4月28日施行)

これまでの著作権法では、対面授業のみ著作物の複製が認められ、学校の授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できるようとなります。

⇒ 令和2年度中の特例措置



2

改正 著作権法 第35条 (令和2年4月28日施行)

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

2

改正著作権法第35条運用指針

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインにあたる「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を公表

https://forum.sartas.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf



C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

（必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等）

■ 複製 ■

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

どのような場合に許諾が必要か等、具体的な事例を示しつつ解説してあります。

4月までに1度は読んでおいてください。

資料④

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）上の取扱いについて（文化庁作成）

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）※1上の取扱いについて

		対面授業		スタジオ型授業	オンデマンド授業	遠隔合同授業等	
		対面授業	対面授業	スタジオ型授業	オンデマンド授業	遠隔合同授業等	遠隔合同授業等
送信側	教員			いる	いる	いる	いる
	生徒			いない	いない	いる	いる
受信側	教員			いない	いない （双方向に教師がいる場合もある）	いる	いない
	生徒			いる	いる	いる	いる
著作物の利用形態		複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信
教授と受講とのタイミング		同時	同時	同時（or 異時） （異時：予復読用のメール送信）	同時（or 異時） （異時：予復読用のメール送信）	異時	同時※3
授業目的公衆送信補償金制度上の取扱い	許諾の要否	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）
	補償金の要否	無償 （35条1項）	無償 （35条1項）	補償金 （35条2項）	補償金 （35条2項）	補償金 （35条2項）	無償 （35条3項）

※1：「著作物の利益を不当に害することとなる場合」に該当しない。

※2：「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が公衆送信等とすることができる（例：生徒が教員への公衆送信も認められる）。

※3：遠隔合同授業等において、予復読のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うこととする。許諾のない公衆送信とすることができる。

留意事項③ 著作権法の改正-2

令和2年通常国会 著作権法改正について（令和3年1月1日施行）
侵害コンテンツのダウンロード違法化及びアクセスコントロールに関する保護の強化など著作権の適切な保護を図るための措置

「ちょっと待って！そのダウンロード違法化かも？」
（文化庁著作権課 資料⑤）



留意事項④ 達成目標の明確化

資料⑥

資料⑥ 資料⑥の教育をリードする中での教育の推進

これからの学びを考えてみよう!!
～「GIGAスクール構想」が学校にもたらすものとは～

※9 達成目標を明確にし、今年度中にレベル1の実施を!!

※10 POINT 輪の達成目標を明確にしています。またこの目標を参考に各 POINT レベルの達成目標を定めます。今年度中にその達成目標を達成することを目指して取り組んでいきます。

POINT 1 情報収集・共通課題
GIGAスクール構想の基本的な知識や、学校の状況（できること、やりたくないこと）、「ICT」を活用した授業、アクティビティやワークシート・教材の活用など、情報収集は進んでいますか？
学校の状況によって異なる達成目標を設定します。達成目標を設定し、その達成に向けて取り組むべき課題を明確にしましょう。

POINT 2 校内体制の整備
組織や体制を整え、関係者の理解を得るために、学校の状況（できること、やりたくないこと）、「ICT」を活用した授業、アクティビティやワークシート・教材の活用など、情報収集は進んでいますか？
学校の状況によって異なる達成目標を設定します。達成目標を設定し、その達成に向けて取り組むべき課題を明確にしましょう。

POINT 3 ICT活用による授業づくり
ICTは、授業の過程における学習の手段として活用されています。その活用をさらに進め、授業の質を向上させるために、ICTを活用した授業の活用を推進します。

POINT 4 情報活用能力の育成
情報活用能力の育成は、学校教育の重要な目標の一つです。その育成のために、情報活用能力の育成を推進します。

POINT 5 情報活用能力の育成
情報活用能力の育成は、学校教育の重要な目標の一つです。その育成のために、情報活用能力の育成を推進します。

ご静聴ありがとうございました。